

質問応答書

調達件名 駒岡清掃工場複合機借受

	質問事項	回答
1	仕様書内納入期限日までに、物品を納品できることは、可能と確認が取れておりますが、今後のコロナウィルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測事態が発生し、納期遅延となる可能性があります。コロナウィルスの影響で納付遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じいただけますか。	納期遅延に至った原因が、真にやむを得ない事情に該当するかどうかは、感染拡大の状況等を考慮して決定するため、現時点では判断できません。このため、事実発生後に申出書を提出していただき、内容を精査した上で、判断することとなります。
2	賃貸借期間終了後の撤去費用は、入札金額に含まないといった認識でよろしいでしょうか。	借受物品の撤去費用は、入札額には含まれません。